

税理士法人 鎌田総合事務所
鎌田公認会計士事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

4月初め、例年のごとく親子3代、女子(?)旅をしてきました。20年ぶりの香港でディズニーランドを楽しんできました。

今年こそ、事務所旅行をしたいなあ、と思いつつ、最繁忙期に入りました。

法人住民税均等割について(平成27年度改正)

公認会計士 鎌田 直善

「資本金等の額」は法人税法で規定されていますが、事業税外形標準課税や住民税均等割の税率区分としても用いられます。平成27年度税制改正により、事業税や住民税均等割で使用する資本金等の額について改正がありました。

今回は、基本的に全法人に納付義務のある住民税均等割について、ご案内します。平成27年4月1日以後開始事業年度、今年の3月決算法人から適用されます。

- ① 法人住民税均等割の税率区分の基準である『資本金等の額』は法人税法に規定する「資本金等の額」に、無償増資の加算又は無償減資等による欠損填補した額の減算を行った額となる。
- ② 上記①の調整後『資本金等の額』と、会計上の資本金と資本準備金の合計額の大小を比べ、大きい方が法人住民税均等割の税率区分の基準となる。

法人税法に規定する「資本金等の額」は、単に「資本金」のみではなく、株主から拠出を受けた全金額です。新株発行や自己株式の譲渡により拠出された金額は、会計上は資本金または資本剰余金となりますが、税務上はこれを区分せず「資本金等の額」となります。逆に、自己株式の取得や資本の払い戻しにより株主に交付される金銭の内、(同義反復的な言い方になりますが) 資本金等の額に対応する部分を「資本金等の額」の減少とします。

改正前は、法人税法上の「資本金等の額」=均等割の税率区分、でした。

改正後は、法人税法上の「資本金等の額」に、無償増資額があれば加え、無償減資による欠損補てん額があればこれを減じた額が、均等割の税率区分となります。

無償増資は平成22年4月1日以降、無償減資は平成13年4月1日以降に行ったものが対象となります。欠損填補を目的として資本金及び資本準備金の減少を行ったことのある法人については、均等割の税負担が従来より減る可能性があります。

一方、自己株式を取得している法人や、組織再編により資本金等の額を減少している法人等で、『資本金等の額』<資本金+資本準備金の場合には、均等割の税率区分が

上がり、税負担が増える可能性があります。

青色欠損金の繰越控除制度について

スタッフ 内田 優

税制改正により、青色欠損金（以下、欠損金）の繰越期間および控除限度額が変更になりましたので、ご案内いたします。

欠損金の繰越控除制度は、過去の事業年度において欠損金額が生じている場合、その欠損金額に相当する金額を損金の額に算入するというものです。制度の適用に当たっては、欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していることが必要になります。

・繰越期間の延長

欠損金は繰越期限を過ぎると損金の額に算入できなくなります。繰越期限までの繰越期間が、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じる欠損金より、10 年に延長されました(改正前：9 年)。なお、制度の適用に係る帳簿書類の保存要件についても保存期間 10 年に延長されますので、ご注意ください。

事業年度	繰越期間
平成 20 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度 ～平成 30 年 4 月 1 日前に開始する事業年度	9 年
平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度～	10 年(平成 28 年改正)

・控除限度額の段階的引き下げ

中小法人等については、従前の控除限度額と変わらず、各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入します。中小法人等以外の法人は、各事業年度の所得の金額に下記の割合をかけたものを限度額として、損金の額に算入します。

事業年度の開始時期	割合
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度	65%
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度	60%
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度	55%
平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度	50%

営業時間等のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。12 月～5 月の営業時間は 9：00～18：00 です。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。